

陳述書

平成29年4月5日

外務省国際協力局政策課首席事務官

第1 経歴・業務内容等

私は、現在、外務省国際協力局政策課首席事務官を務めています。前々職では、外務省北米局日米地位協定室首席事務官の職にあり、平成27年6月30日には、本件訴訟の対象となっている情報公開請求に関し、同室首席事務官として不開示決定に関与しました。

まず、私の経歴を申し上げます。私は平成11年に外務省に入省して以来今日までの間、本省や在外公館において様々な外交活動に従事しました。この間、対ロシア外交、条約の締結等に関する業務に従事した後、平成25年6月から北米局日米地位協定室事務官、次いで平成26年8月18日から平成27年9月3日まで同室首席事務官の職にあり、日本に駐留する米軍等に関する様々な外交事務を担当していました。

私は、本件訴訟の対象である日米合同委員会議事録の開示請求について、日米地位協定室が所掌する業務全体を管理・監督する立場から、当時の米国とのやり取りについても、担当者から隨時報告を受けていました。

第2 当時のやり取りについて

日米合同委員会米側事務局長を含む在日米軍司令部との間では、情報公開請求に係る協議を含め、電話やメール等で日常的に頻繁にやり取りをしております。外務大臣に対する日米合同委員会議事録の情報公開請求においては、従前

から外務省において米国に開示の可否につき確認のために意見を求めてきているものの、内容いかんに関わらず開示しないというのが米国の基本的立場です。

本件開示請求については、外務省においても、対象となる本件文書2（日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府において明示的に合意された事実がわかるもの）を沖縄県と国との間の別訴訟（那覇地裁平成27年（行ウ）第3号。以下「別件訴訟」といいます。）において国が証拠として提出している事実を把握していました。もっとも、別件訴訟における本件文書2の証拠提出は、あらかじめ日米間で合意がされていましたが、その目的は別件訴訟における裁判所への提出に限定されており、また、上記のとおり、日米合同委員会議事録は開示しないというのが米国の従前の基本的立場であったため、本件開示請求に係る本件文書2の開示についても米国は同意しないことが予想されました。ただし、上記のとおり、外務省においては、日米合同委員会の議事録の開示請求に関して米国の意見を求めていたことから、今回も、平成27年6月25日から同年6月30日までの間に、日米地位協定室外務事務官岡田悠季（以下「岡田事務官」といいます。）がナサンN. フロスト日米合同委員会事務局長（以下「フロスト事務局長」といいます。）に対し、本件開示請求における本件文書2の開示の可否について意見を求めた上、双方で協議を行いました。

具体的には、同年6月25日、岡田事務官からフロスト事務局長に対し、本件文書2に係る開示請求の内容及び本件文書2が別件訴訟で国が証拠として提出していることなどについて説明するとともに、本件開示請求を受けて本件文書2を開示することについて、日米合同委員会議事録の開示に同意しないとの米国の立場に変更はないかを照会するメールを送信しました。翌日以降も、継続してメール及び電話を通じて双方で協議及び情報交換を行い、その中で別件訴訟の状況等についてもやり取りを行いました。フロスト事務局長からは、直ちに最終的な米側の立場が示されなかつたものの、時間的制約があつたため、

米国が最終的に開示に同意しない場合に備えて、不開示理由についても日米双方の間で事前に調整を行いました。

その結果、同年6月30日付けのフロスト事務局長のメール及び同事務局長と岡田事務官との電話において、同事務局長から、米国政府は本件文書2の開示に同意しないとの立場が示されました。これに加え、上記のとおり、別件訴訟での本件文書2の証拠提出に関する米国との合意は同訴訟限りのものであること、野村恒成日米地位協定室長（当時。以下「野村室長」といいます。）が平成28年7月29日付けの陳述書（乙第9号証）で述べたとおり、日米合同委員会の議事録を日米双方の合意なく公表することは、その内容にかかわらず、情報公開法5条3号の「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があることなどを考慮し、平成27年6月30日、外務省として、本件不開示決定1と併せて不開示決定2を行いました。

第3 終わりに

上記第2のとおり、外務省においては、本件開示請求を受理してから本件不開示決定2を行う過程において、米側と緊密に協議を実施するほか、従前の日米合同委員会議事録の日米双方の取扱いや別件訴訟の状況も検討した上で最終的な意思決定を行いました。

既に提出した野村室長の陳述書及び上述した事実関係をお汲み取りの上、外務大臣による本件不開示決定2が国家賠償法1条1項の適用上違法となる余地はない点について御理解を賜りたく、要望する次第です。

（以上）